

愛労委令和6年（不）第4号事件（7条2号）

1 事案の概要

本件は、被申立人学校法人Y（以下「法人」という。）と、申立人X組合（以下「組合」という。）との、令和4年2月18日、同年3月29日、同年6月2日、同年9月26日、同年11月14日、令和6年4月4日、同年5月28日及び同年7月30日の団体交渉（以下「団交」という。）における組合の組合員であるA（以下「A組合員」という。）が担当する科目がなくなること及びA組合員に担当させる代替の科目がないことに係る法人の説明その他の対応が、労働組合法（以下「労組法」という。）7条2号に該当する不当労働行為であるとして、同年8月8日に申立てがなされた事件である。

2 本件の争点

令和4年2月18日、同年3月29日、同年6月2日、同年9月26日、同年11月14日、令和6年4月4日、同年5月28日及び同年7月30日の団交におけるA組合員が担当する授業がなくなること及びA組合員に担当させる代替の授業がないことに係る法人の説明その他の対応は、労組法7条2号の不当労働行為に該当するか。ただし、令和4年2月18日、同年3月29日、同年6月2日、同年9月26日及び同年11月14日の団交における法人の対応は、本件救済申立て時において、労組法27条2項の「継続する行為」といえるか。

3 主文の要旨

- (1) 令和4年2月18日、同年3月29日、同年6月2日、同年9月26日及び同年11月14日の団交に係る申立てを却下する。
- (2) その余の申立ては棄却する。

4 判断の要旨

(1) 令和4年2月18日から同年11月14日までに開催された団交について

複数の団交における法人の行為が「継続して行われる一括して一個の行為」に該当するか否かは、団交事項の同一性、各団交要求の時間的隔たりの程度、団交要求に関する当事者の対応などを総合して判断する必要があるところ、本件においては、確かに団交事項は同一であるものの、令和4年11月14日の団交と令和6年4月4日の団交の間には、約1年5か月の時間的隔たりがあり、また、この間に組合と法人との間で団交開催に向けた協議等が継続していたとの事実を認めるに足る証拠もない。

したがって、令和4年と令和6年の団交における法人の行為は、継続して行われる一括して一個の行為であると評価することはできないことから、同年8月8日の本件救済申立てから1年以上前になされた令和4年2月18日から同年11月14日までに開催された団交における法人の対応は「継続する行為」に該当するということとはできず、これらの法人の対応に係る申立ては、本件申立て時において、いずれも申立期間を徒過したものであるとして、労組法27条2項及び労働委員会規則33条1項3号により却下すべきこととなる。

(2) 令和6年4月4日から同年7月30日までに開催された団交について

ア B学部の「歴史学2（世界史）」（以下「本件科目」という。）を常勤教員が担当することとなった理由について、法人は、本件科目を担当することとなった常勤教員の専門分野や研究内容、担当者としての適格性等について、従前からの団交等を踏まえ、文書及び団交において繰り返し説明し、その説明の内容は、具体的で一貫したものと評価することができる。

イ A組合員に担当させることができる代替科目はなかったことについて、法人は、従前からの団交等を踏まえ、A組合員との間で本件科目の非

常勤講師として雇用契約を締結したことを前提として、類似科目の定義等を説明した上で、全学部を対象として、歴史を扱う全ての科目を確認した結果を具体的に説明したものといえる。

ウ 組合が、無期転換後の非常勤講師の授業がなくなった場合の法人の対応等が分かる議事録等の文書の提供を求めたことについて、法人は、非常勤講師の担当科目の検討に関する進捗状況の説明を行った委員会及び類似科目の検討結果を確認した委員会それぞれの議事録並びに非常勤講師担当科目状況に係る資料を提供し、本件科目の担当変更等が大学の学長等が出席する委員会で審議された旨説明したことが認められ、法人は、組合の求めに応じて、自己の主張を裏付ける資料を提供し、誠実に対応したものといえる。

エ したがって、法人は、A組合員が担当する授業がなくなること及びA組合員に担当させる代替の授業がないことについて、資料を提供し、具体的に繰り返し説明して、誠実に団交に応じたといえることから、法人の対応は、労組法7条2号の不当労働行為に該当しない。